

議案第50号

北名古屋市情報公開条例等の一部を改正する条例について

北名古屋市情報公開条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年3月5日提出

北名古屋市市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、特別会計に関する法律の一部改正に伴い、国有林野事業が国営企業でなくなるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市情報公開条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号オ中「、国」を削る。

(北名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第7号オ中「、国」を削る。

(北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例（平成19年北名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「国又は」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。